

大和市告示第143号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、直接搬入ごみ受入施設（大和市環境管理センター内）等運営に係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成28年7月5日

大和市長 大 木 哲

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 受託者の名称 | 大和市リサイクル事業協同組合
代表理事 神谷 明彦 |
| 2 受託者の所在地 | 大和市柳橋五丁目13番地9 |
| 3 委託期間 | 平成28年7月1日から平成29年3月31日まで |